

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 鴻之台宿舍102号修繕業務
- 2 業務場所 三重県名張市鴻之台1-118-2 鴻之台宿舍
- 3 期間 契約締結の翌日から 令和6年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件
 - ・当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」、営業品目「軽微な修理、修繕」の認定を受けていること。
 - ・本店、支店又は営業所が三重県内に所在すること。
- 3 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和6年2月19日 14:00 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣
FAX 0595-64-8964
 - 5) 担当者 経理課 渡辺、芳井
 - 6) 質問書 令和6年2月14日 14:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年2月20日 14:00までとします。
 - 8) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、**履行確認後の一括支払**となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年2月8日に交付された「鴻之台宿舎102号修繕業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信 (FAX) した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信 (FAX) する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信 (FAX) していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

鴻之台宿舎102号修繕業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する「鴻之台宿舎102号修繕業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

三重県名張市鴻之台1-118-2 鴻之台宿舎

第3節 期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

第4節 業務内容

本業務は、鴻之台宿舎102号の修繕業務を行うものである。
撤去品（現場発生品）については、適正に処分すること。

(1) 北側和室

- ・畳（6畳）撤去・床組（9.7㎡）撤去し、床組新設のうえ構造用合板12mm、フローア張り12mmのフローリングに改修を行う。
- ・ビニルクロスの張替を行う。
- ・押入襖及び天袋襖、戸襖の張替を行う。
- ・押入の入口（柱、敷居等）木部塗装を行う。
- ・押入に床組新設のうえ構造用合板12mm、ベニヤ9mm張りを新設する。
なお、押入の壁に結露対策として、スタイロフォームの取付けを行う。
- ・押入には、間仕切り設置、中段棚設置、パイプ取付けを行う。
- ・換気グリル新設（クーラー穴利用）及びクーラースリーブ取替を行う。

(2) 北側洋室の換気グリル新設（クーラー穴利用）及びクーラースリーブ取替を行う。

(3) ハウスクリーニングを行う。

第5節 規格等及び数量

なお、記載した資材及び規格等については参考となる規格及び数量であり、第4節における業務内容を適切に行うための資材等であればよい。

フローア	t-12mm	E772	3坪
構造用合板	t-12mm	910mm×1820mm	7枚
パーティクルボード	t-20mm	606mm×1820mm	12枚
専用断熱材	t-30mm	ES-30 615mm×1836mm	15枚
断熱材受け金具	DZF-30	200個入り	1箱
MF型支持脚	MF-165S38d		35本
発泡ウレタン系接着剤	BA-400		1本
スタイロフォーム	20mm	910mm×1820mm	2枚
押入襖貼替	裏紙含む		2枚

押入天袋襖貼替	裏紙含む		2枚
戸襖貼替			1枚
ビニルクロス貼替	下地処理含む		2.5m
換気グリル	室内側2カ所、外壁側2カ所		4個
クーラー用スリーブ	室内側2カ所、外壁側2カ所		4個
床	ベニヤ板	t-9.0mm 910mm×1820mm	3枚
壁	ベニヤ板	t-5.5mm 910mm×1820mm	8枚
天井	ベニヤ板	t-4.0mm 910mm×1820mm	1枚
根太	杉材	4m 45mm×45mm	3本
野縁	杉材	4m 35mm×35mm	18本
胴縁	杉材	4m 15mm×35mm	15本
中段受け	杉材	2m 36mm×75mm	1本
雑巾摺	杉材	2m 15mm×15mm	8本
パイプセット (丸型)	ステンレス		1セット

第6節 提出書類

作業報告書（作業前後の写真等）を1部提出するものとする。

第7節 作業条件

- (1) 作業に必要な機器等は、受注者において準備するものとする。
- (2) 本作業にあたっては、既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復を行うものとする。
- (3) 作業日時については、作業前に担当職員に連絡し調整すること。

第8節 設計変更

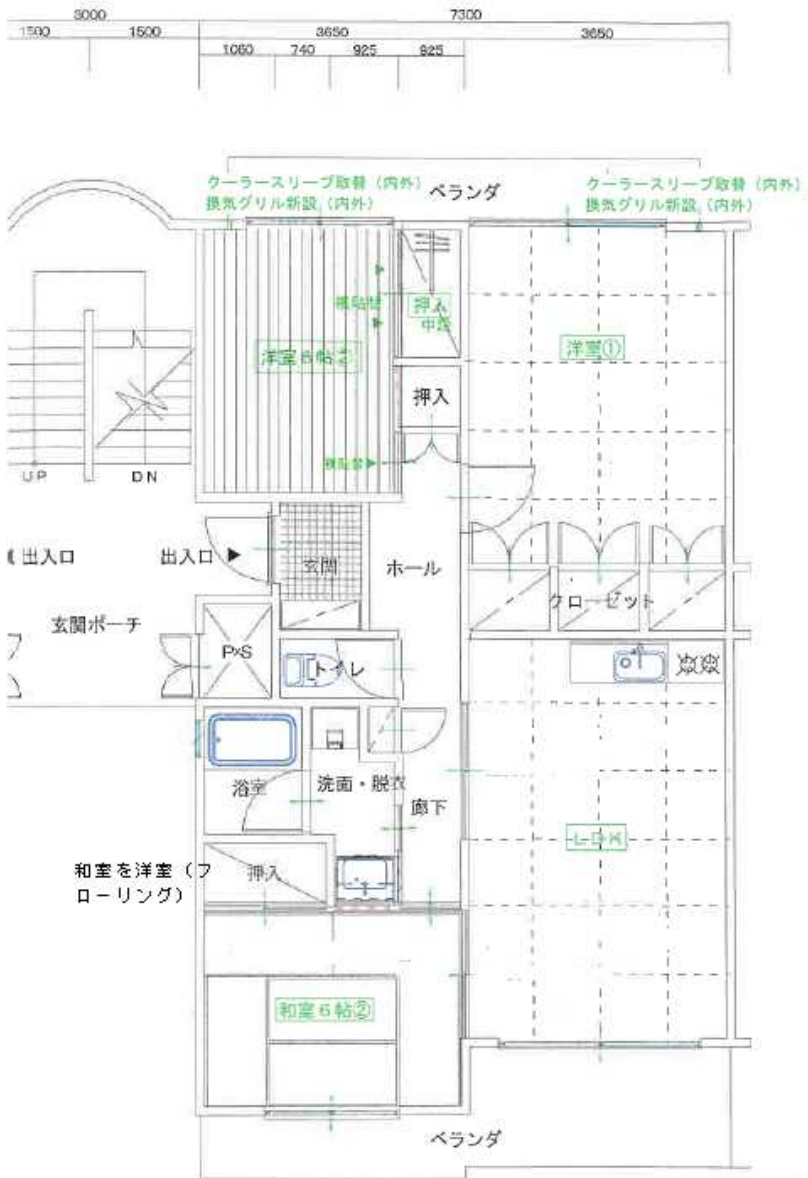
本業務の施行にあたり、変更の必要が生じた場合は、担当職員に連絡するものとし、機構が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。

第9節 疑義等

仕様書に明記されていない事項又はその他に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以上

【参考図】 鴻之台宿舎102号修繕業務



●和室①改修

洋間② CH=2350

床 : 畳・床結 (フリーフローア) 処分
床結新設の上構造用合板12mm下地、フローア一張12mm

壁 : ビニルクロス貼替 (下地処理共)

天井 : 現況のまま (照明器具共)

- ・押入れ、換気替 (天袋共)
- ・入口戸襖貼替1枚

・換気グリル新設 (クーラー穴利用)

・クーラースリーブ取替

●押入・床壁天井造作

押入 CH=2300

床 : 床組の上構造用合板12mm下地、ベニヤ9mm張

壁 : 木下地の上ベニヤ5.5mm張

天井 : 木下地の上ベニヤ4.0mm張

- ・巾木、廻り縁、雑巾櫃
- ・間仕切、中段、パイプ取付

●洋間①改修

・換気グリル新設 (クーラー穴利用)

・クーラースリーブ取替

●ハウスクリーニング

【現況写真】

北側和室 (フローリングへ改修)

北側和室 (押入の新設)

